

新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟市条例第10号）第6条の規定により、令和4年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

1 人事行政の運営状況の概要

(1) 職員の任免および職員数に関する状況

① 職員の採用状況（令和4年4月2日～令和5年4月1日）

ア 試験採用

(単位：人)

区分	大卒程度		免許資格職	高卒程度		障がい者	氷河期世代	民間経験者	技能労務職	市民病院	教育	消防		任期付	合計
	事務	事務以外		事務	事務以外							大卒程度	高卒程度		
採用者数	29	28	36	5	2	3	3	12	1	69	178	23	9	1	399

イ 選考採用

(単位：人)

教育	教育職員以外	合計
17	21	38

※ 選考採用としては、教育職員や医師、国・県や他の地方公共団体の職員などを本市の職員として採用しました。

ウ 再任用（フルタイム職員）

(単位：人)

教育	教育職員以外	合計
69	24	93

エ 再任用（短時間勤務職員）

(単位：人)

教育	教育職員以外	合計
54	71	125

オ 会計年度任用（フルタイム職員）

(単位：人)

教育	教育職員以外	合計
0	223	223

② 職員の退職状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ア 一般職員

(単位：人)

区分	事務	事務以外	技能労務	消防	教育	合計
定年退職	38	44	26	22	169	299
普通退職	22	86	1	6	38	153
募集退職	14	12	7	2	33	68
死亡退職	2	4	3	0	2	11
その他退職	4	2	0	0	41	47
計	80	148	37	30	283	578

イ 再任用（フルタイム職員）（単位：人）

教育	教育職員以外	合計
49	9	58

ウ 再任用（短時間勤務職員）（単位：人）

教育	教育職員以外	合計
47	78	125

エ 会計年度任用（フルタイム職員）（単位：人）

教育	教育職員以外	合計
0	208	208

③ 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）（単位：人）

部 門	職員数		増員数	減員数	差 引	主な増員理由	主な減員理由
	R5年	R4年					
一般 行政 部門	議 会	24	25	0	△1	△1	派遣終了
	総 務	712	720	25	△33	△8	G7 サミット推進課新設等
	税 務	213	210	3	0	3	新規派遣等
	民 生	1,347	1,332	37	△22	15	児童相談所の体制強化等
	衛 生	513	519	11	△17	△6	業務執行体制の充実等
	労 働	5	5	0	0	0	
	農林水産	153	153	2	△2	0	業務執行体制の充実
	商 工	93	100	0	△7	△7	業務執行体制の見直し
	土 木	457	463	4	△10	△6	業務執行体制の充実等
小 計	3,517	3,527	82	△92	△10		
特別 行政 部門	教 育	4,628	4,714	7	△93	△86	業務執行体制の充実
	消 防	914	914	0	0	0	
	小 計	5,542	5,628	7	△93	△86	
公営 企業 など 部門	病 院	1,212	1,207	14	△9	5	業務執行体制の充実
	水 道	299	307	4	△12	△8	業務執行体制の充実
	下 水 道	173	175	0	△2	△2	業務執行体制の見直し
	そ の 他	148	153	0	△5	△5	業務執行体制の見直し
	小 計	1,832	1,842	18	△28	△10	
合 計	10,891	10,997	107	△213	△106		

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者や一部の派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員や短時間勤務職員を除いています。

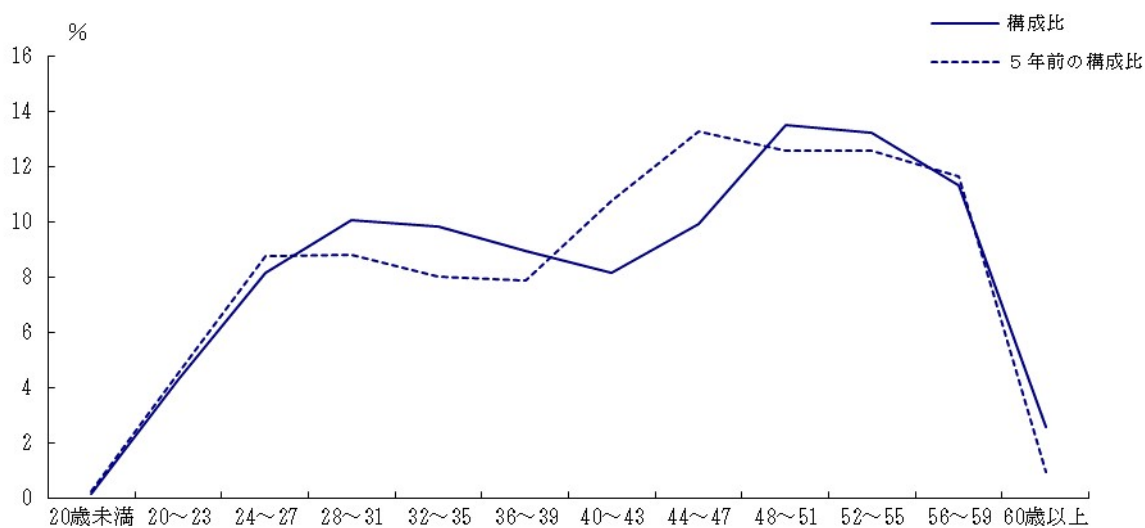
【参考】再任用（短時間勤務職員）（単位：人）

R5年	R4年	差引
493	493	0

会計年度任用（フルタイム職員）（単位：人）

R5年	R4年	差引
583	568	15

④ 職員の年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	18	466	887	1,095	1,068	976	886	1,079	1,468	1,438	1,232	278	10,891

⑤ 新潟市定員配置計画2023の策定

複雑化・多様化する行政課題を解決し、市民サービスの維持・向上に必要な業務執行体制を確保するため、本市の強みとなる部門の職員超過を特性ととらえつつ、事務事業のあり方・やり方を不断に見直し、持続可能な行財政運営を行うことが必要です。

本計画期間においては、6つの取り組み項目を掲げ、引き続き、定員配置の選択と集中による定員の適正化を進めます。

・計画期間

2023年4月～2027年3月（4年間）

・取組項目

- ① 業務のあり方・やり方の見直し
- ② 簡素で効率的な組織体制の再構築
- ③ 公民連携、業務の外部委託化の推進
- ④ DXによる行政サービスの利便性向上・スマートな行政の実現
- ⑤ 市政を支える職員育成と環境整備
- ⑥ 財政基盤の強化に向けた不断の見直し

・目標

国の配置基準がある職種・部門及び教育職員を除いた令和4年度職員数4,731人を職員数の目安とし、上記の取組を進めることによって、市政の課題解決や活性化に資する企画立案など、創意工夫をより発揮すべき業務や部門にメリハリのある職員配置を行います。

(2) 職員の人事評価の状況

①人事評価制度について

人材育成を主たる目的として、全職員を対象に人事評価を実施しました。評価結果は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用し、公正・公平な措置を講じています。

人事評価の評価項目は、職務遂行上求められる能力及び勤務態度を見る「能力態度評価」と、組織の目標を踏まえた個人目標を明確にした上でその達成度を見る「業績評価」で構成しており、以下の評価基準によりそれぞれ5段階で全体評価を決定しています。

◎「能力態度評価」全体評価基準

5：特に優秀	今期当該職位に求められる能力が、非常に高い水準で確実に発揮されている。
4：優秀	今期当該職位に求められる能力が高い水準で発揮されている。
3：良好	今期当該職位に求められる能力が概ね発揮されている。
2：やや不足	今期当該職位に求められる能力を下回っている。
1：不足	今期当該職位に求められる能力を大きく下回っている。

◎「業績評価」全体評価基準

5	今期当該職位に求められた水準をはるかに上回る業績を収めた。
4	今期当該職位に求められた以上の業績を収めた。
3	今期当該職位に求められた業績を概ね収めた。
2	今期当該職位に求められた水準を下回る業績しか収めることができなかった。
1	今期当該職位に求められた業績をほとんど収めることができなかった。

②人事評価結果

評価結果を受け、各職員が自己の強み・弱みを認識し、より高い成果に向けた新たな目標を設定して次期の業務に取り組むことで、能力の向上、資質の向上につなげていきます。

また、職務遂行の能力が不足している職員に対しては、職場での適正化への指導や研修などを通して改善に向けて取り組んでいます。

※評価対象者：市長部局・消防局・水道局・教育委員会事務局・市民病院事務局の一般職の職員及び市立学校の職員（教職員を除く）

ア 令和4年度前期

・評価期間 令和4年4月1日～令和4年9月30日

全体評価		1	2	3	4	5	計
能力態度評価	人数	1	12	4,451	993	0	5,457
	割合	0.02%	0.22%	81.56%	18.20%	0.00%	
業績評価	人数	1	10	4,959	487	0	5,457
	割合	0.02%	0.18%	90.87%	8.92%	0.00%	

イ 令和4年度後期

・評価期間 令和4年10月1日～令和5年3月31日

全体評価		1	2	3	4	5	計
能力態度評価	人数	1	17	4,242	1,162	0	5,422
	割合	0.02%	0.31%	78.24%	21.43%	0.00%	
業績評価	人数	1	12	4,859	550	0	5,422
	割合	0.02%	0.22%	89.62%	10.14%	0.00%	

(3) 職員の給与の状況

① 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

歳出総額（A）	実質収支 （歳入総額－歳出総額）	人件費（B）	人件費率 （B／A）
427,945,418 千円	6,437,187 千円	93,089,361 千円	21.7 %

※1 普通会計には、公営企業職員（水道・病院）にかかる経費は含みません。

※2 人件費には、職員に支給される給与のほか、市長や議員などの特別職の報酬、共済費（社会保険料の事業主負担相当分）などを含みます。

② 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

職員数 （A）	給 与 費				一人当たり給与費 （B／A）
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
人 9,480	千円 39,090,527	千円 7,268,877	千円 15,944,402	千円 62,303,806	千円 6,572

※1 職員数は、令和4年4月1日現在です。

※2 職員給与費は、職員に支給する給与の総額です。職員手当は、扶養・地域・通勤・住居・時間外勤務手当などの総額であり、退職手当（7,678,641千円）は含みません。

③ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
一般行政職	42.8 歳	328,034 円	418,073 円	
技能労務職	53.9 歳	325,592 円	361,038 円	
	うち用務員	55.3 歳	323,095 円	348,575 円
	うち清掃作業員	55.2 歳	323,126 円	381,409 円
	うち給食調理員	53.8 歳	324,387 円	346,934 円

※1 「一般行政職」は、国において給料表が異なる税務職と福祉職は除いています。

※2 「平均給料月額」は各職種の職員の基本給の平均であり、「平均給与月額」は給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計した平均です。

④ 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		新潟市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	192,000 円	191,700 円	185,200 円
	高校卒	159,200 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,000 円	156,800 円	151,900 円

※ 上記額は、学校卒業後直ちに採用された場合の月額です。

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	272,143 円	309,219 円	352,378 円	375,643 円	394,834 円
	高校卒	235,393 円	266,420 円	297,167 円	357,888 円	373,884 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	278,800 円	314,213 円	341,375 円

※1 経験年数は、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算しています。

※2 特定幹部職員（部長以上）は含みません。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
9 級	理事	5 人	0.2%	0.1%	0.1%
8 級	部長	32 人	1.1%	1.1%	0.9%
7 級	部次長	45 人	1.5%	1.8%	1.1%
6 級	参事・課長	147 人	5.0%	5.0%	4.9%
5 級	副参事・課長補佐	470 人	15.8%	16.1%	15.1%
4 級	課長補佐・主幹	1,027 人	34.6%	34.1%	34.0%
3 級	係長・主査	677 人	22.8%	21.5%	18.3%
2 級	副主査	371 人	12.5%	12.7%	12.2%
1 級	主事・技師	193 人	6.5%	7.4%	13.3%

※1 この表は一般行政職の職員について、俸給表の級区分別の職員数の状況を示したものです。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

⑦ 職員の手当の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ア 期末・勤勉手当

1人当たり平均支給額	1,682 千円
支給割合 ※（ ）内は再任用職員	期末手当 2.40 月分(1.35 月分) 勤勉手当 2.00 月分(0.95 月分)
職務の級などによる加算措置	役職加算 5～20%、管理職加算なし

イ 退職手当（令和5年3月31日現在）

支給割合	自己都合	定年・募集
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～30%加算)	
1人当たり平均支給額 (令和4年度中退職)	1,391 千円	19,905 千円

ウ 特殊勤務手当（普通会計決算）

支給実績	449,280 千円
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額	241 千円
手当の種類（全職種）	23 種類
支給額の多い主な手当	夜間特殊業務手当、緊急出動手当、教員特殊業務手当

エ 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績	2,189,477 千円
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額	428 千円

※管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。

オ その他の手当（主な手当の支給月額）

扶養手当	配偶者など	6,500 円
	子（年齢などの区分に応じて）	10,000 円～15,000 円
住居手当	借家・アパートなど（家賃の額に応じて）	最高 28,000 円
通勤手当	バス・電車などの利用者（運賃の額に応じて）	最高 55,000 円
	自転車・自動車などの使用者（片道の使用距離に応じて）	2,000 円～31,600 円

⑧ 特別職の報酬などの状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

ア 給料・報酬月額、期末手当

区 分	給料・報酬月額	期末手当支給割合
市 長	1,167,000 円	6 月期 1.45 月分 12 月期 1.45 月分 計 2.90 月分
副市長	942,000 円	
議 長	781,000 円	
副議長	703,000 円	
議 員	655,000 円	

イ 退職手当

市 長	給料月額×在職月数×0.51（任期毎支給）
副市長	給料月額×在職月数×0.337（任期毎支給）

（4）職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間の状況（標準的なもの。令和 5 年 4 月 1 日現在）

ア 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。1 日当たり 7 時間 45 分勤務

イ 週休日 土曜日及び日曜日

ウ 休日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）

エ 休憩時間 午後 0 時から午後 1 時までの 60 分間

② 職員の時間外勤務の状況（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

1 人当たり 1 か月平均 12.0 時間

③ 年次有給休暇の取得状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

1年度につき20日間付与。当該年度付与分のみ翌年度繰越し可。

平均取得日数は、14.8日

④ 特別休暇の導入状況（令和5年4月1日現在）

種 類	付与日数など
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 証人・参考人などの出頭	必要と認められる期間
3 出生サポート	1年度において5日の範囲内の期間（体外受精・顕微授精に係るものである場合は10日）
4 産前・産後	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）から産後8週間を経過する日までの届け出た期間
5 妊娠・産後の保健指導など	妊娠期間などに応じて付与
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
7 妊娠障害	一の妊娠期間中に10日未満の期間中
8 生理	連続する2日以内で必要とする期間
9 育児時間	1日2回それぞれ30分以内
10 骨髄移植	必要と認められる期間
11 ボランティア	1年度において5日の範囲内の期間
12 職員の結婚	5日の範囲内の期間
13 妻の出産	2日の範囲内の期間
14 子の看護	1年度において5日の範囲内の期間（対象が2人以上の場合は10日間）
15 短期介護休暇	1年度において5日の範囲内の期間（対象が2人以上の場合は10日間）
16 忌引き	親族に応じて付与
17 父母の追悼	1日の範囲内の期間
18 夏季休暇	5日の範囲内の期間
19 災害による現住居の損壊など	7日の範囲内の期間
20 災害等による出退勤困難	必要と認められる期間
21 リフレッシュ休暇（勤続20年、30年）	3日の範囲内の期間
22 育児参加	5日の範囲内の期間

※ 特別休暇とは、勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務しないことが認められるものです。

⑤ 育児休業の取得状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：人）

	男性	女性	計
新たに育児休業を取得した者	111	245	356
再度の育児休業を取得した者	14	1	15

⑥ 修学部分休業の取得状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：人）

	男性	女性	計
修学部分休業を取得した者	0	0	0

⑦ 自己啓発休業の取得状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：人）

	男性	女性	計
自己啓発休業を取得した者	0	0	0

⑧ 配偶者同行休業の取得状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：人）

	男性	女性	計
配偶者同行休業を取得した者	0	0	0

（5）職員の分限及び懲戒処分の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

① 分限処分者数

（単位：人）

処分手由／処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
1 勤務実績が良くない場合	0	0	—	—	0	—
2 心身の故障の場合	0	0	242	—	242	—
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	—	—	0	—
4 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	—	—	0	—
5 刑事事件に関し起訴された場合	—	—	0	—	0	—
6 条例に定める事由による場合	—	—	0	0	0	—
合計（1～6の計）	0	0	242	0	242	—
7 地方公務員法第28条第4項により失職した者	—	—	—	—	—	0
8 地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	—	—	—	—	—	0

※ 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないと認められる場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職、降給の4種類があり、地方公務員法第28条に規定されています。

② 懲戒処分者数

処分手由／処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
1 法令に違反した場合	1	0	0	2	3	2
2 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	3	0	0	0	3	62
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	4	1	6	8
合計	5	0	4	3	12	72

※ 1 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、戒告、減給、停職、

免職の4種類があり、地方公務員法第29条に規定されています。

※2 訓告等とは、懲戒処分には至らないが、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、注意を喚起し、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われるものをいいます。

(6) 職員のサービスの状況

職員のサービス上の義務として、法令および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限があります。

本市では、職員の綱紀の保持およびサービス規律の確保のための指針「信頼される公務員となるために」を定めており、令和4年度においては次のとおり文書通知や研修などにより、職員のサービス規律の確保に努めました。

時 期	内 容	方 法
令和4年4月13日	サービス等に関する連絡会議	研修
令和4年5月6日	新潟県知事選挙における職員のサービス規律の確保について（通知）	文書通知
令和4年6月10日	参議院議員通常選挙における職員のサービス規律の確保について（通知）	文書通知
令和4年7月13日	職員の綱紀の保持およびサービス規律の徹底について（通知）	文書通知
令和4年10月7日	新潟市長選挙における職員のサービス規律の確保について（通知）	文書通知
令和4年11月29日	職員の綱紀の保持およびサービス規律の徹底について（通知）	文書通知
令和5年3月17日	統一地方選挙における職員のサービス規律の確保について（通知）	文書通知
令和5年3月30日	職員の綱紀の保持およびサービス規律の徹底について（通知）	文書通知

(7) 職員の退職管理の状況（令和5年5月1日現在）

①退職者の状況（令和4年度退職者）

	局部長級	部次長級	課長級	小 計	補佐級以下	合 計	前年度
定年	9	5	60(48)	74(48)	222(150)	296(198)	299(175)
募集	1	0	0(0)	1(0)	67(36)	68(36)	73(29)
自己都合等	0	1	3(0)	4(0)	86(31)	90(31)	79(42)
計A	10	6	63(48)	79(48)	375(217)	454(265)	451(246)

※教員の割愛採用等を除く実質退職者

※（ ）内は、うち教職員の数

②市以外の団体への再就職の状況（令和4年度退職者）

	局部長級	部次長級	課長級	小 計	前年度
市出資法人	2	1	1(0)	4(0)	5(1)
公益団体等	1	1	5(4)	7(4)	3(1)
民間企業	0	0	2(1)	2(1)	0(0)
計B	3	2	8(5)	13(5)	8(2)
再就職率 (B/A)	30.0%	33.3%	12.7%	16.5%	12.5%

※（ ）内は、うち教職員の数

③市への任用の状況（令和4年度退職者）

	局部長級	部次長級	課長級	小計	補佐級以下	合計	前年度
再任用職員	4	3	44(37)	51(37)	138(91)	189(128)	217(118)
再雇用職員	0	0	1(0)	1(0)	7(0)	8(0)	1(0)
計	4	3	45(37)	52(37)	145(91)	197(128)	218(118)

※（ ）内は、うち教職員の数

（8）職員研修所研修の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

区分	人数
1 階層別研修	1,289
2 専門研修	586
3 派遣研修	76
5 自己啓発	93
合計（延べ人数）	2,044

（9）職員の福祉及び利益の保護の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

① 職員厚生に関する事業概要

ア 新潟市職員互助会の実施事業

- ・ 給付事業（慶弔給付・見舞金など） 2,162件
- ・ 助成事業（宿泊施設利用助成など）
- ・ 厚生施設の運営

イ 新潟県市町村職員共済組合の実施事業

- ・ 長期給付事業（退職者、遺族への年金給付）
- ・ 短期給付事業（法定給付、付加給付）
- ・ 貸付事業
- ・ 保健事業（疾病予防、健康相談など）

② 公務災害などの状況

区分	件数
公務災害	113
通勤災害	19
合計	132

2 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

令和4年度に実施した競争試験の結果は次のとおりです。

ア 実施日

(ア) 大学卒業程度

職 種	第1次試験日	第2次試験日			第3次試験日		最終合格発表日
一般行政 A	6月19日 筆記試験	7月 5,6日	個別面接	7月26日 論文試験 適性検査	8月16,17,18日 個別面接	8月26日	
一般行政 B							7月 6日
社会福祉	6月19日 筆記試験	7月4日 論文試験 適性検査	個別面接	7月26日	8月15日	8月15日 (合格者なし)	
土木							7月22日
土木(水道)							7月23日
建築							7月25日
電気							7月23日
電気(水道)							7月25日
機械							7月25日
機械(水道)							(受験者なし)
化学	6月19日 筆記試験	7月4日 論文試験 適性検査	個別面接	7月21日	8月15日	8月15日	
化学(水道)				7月23日	8月15日 (合格者なし)		
農業				7月28日	8月15日		
心理				7月19日	8月15日		

職種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格発表日
消防士A	6月19日 筆記試験 論文試験 6月22,23日 体力検査	7月19日 適性検査 消防適性検査	8月8,9日 個別面接			8月26日
消防士B	6月19日 筆記試験 論文試験 消防適性検査 6月22日 体力検査	7月15日 個別面接				7月29日
社会福祉 <追加募集>	令和5年 1月15日 筆記試験 論文試験 適性検査	令和5年2月2日 適性検査・個別面接				令和5年 2月20日
建築 <追加募集>		令和5年2月1日 適性検査・個別面接				令和5年 2月20日 (合格者なし)
心理 <追加募集>		令和5年2月3日 適性検査・個別面接				令和5年 2月20日
土木(水道) <追加募集>						
電気(水道) <追加募集>						
化学(水道) <追加募集>						
機械(水道) <追加募集>	(申込者なし)					

(イ) 高校卒業程度

職種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格発表日
一般事務	9月25日 筆記試験 9月26日 個別面接	10月12日 作文試験 適性検査	10月28日 個別面接	10月24日 作文試験 適性検査		11月11日
学校事務A	9月25日 筆記試験	10月13日 個別面接				
学校事務B						11月25日

職 種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日	最終合格発表日
土木	9月25日 筆記試験	10月12日 作文試験 適性検査	11月4日 個別面接	/	11月11日
土木(水道)					
電気(水道)					
機械(水道)					
消防士	9月25日 筆記試験 作文試験 消防適性検査 10月11日 体力検査 適性検査	10月31日 個別面接			

(ウ) 免許資格職

職 種	第1次試験日	第2次試験日				最終合格発表日	
獣医師	6月12日 個別面接 適性検査	/				6月29日	
保健師	6月19日	筆記試験	7月4日	論文試験 適性検査	7月20日	個別面接	8月15日
保育士A	9月25日		10月12日		10月25,26日		11月11日
保育士B	10月16日	筆記試験	11月6日	論文試験 適性検査	11月26,27日 個別面接		12月12日

(エ) 民間企業等職務経験者

職 種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格発表日	
一般行政	10月16日 筆記試験	11月5日 個別面接		11月20日 論文試験 適性検査	12月17日 個別面接	令和5年 1月16日	
一般行政 (国際・ロシア語)		11月6日 論文試験 適性検査	11月20日 個別面接		/		12月12日
土木							

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日		第 3 次試験日	最終合格 発表日
土木（水道）	(申込者なし)	/			
電気（水道）	10月16日 筆記試験	11月6日 論文試験 適性検査	11月20日 個別面接	/	12月12日
機械（水道）					
土木（水道） <10月1日採用>	6月19日 筆記試験	7月9日 論文試験 適性検査	7月23日 個別面接	/	7月29日 (合格者なし)
電気（水道） <10月1日採用>	(申込者なし)	/			
機械（水道） <10月1日採用>	6月19日 筆記試験	7月9日 論文試験 適性検査	7月23日 個別面接	/	7月29日

(才) 任期付短時間勤務職員

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	最終合格 発表日
文化財専門員 <令和5年4月1日採用>	令和5年1月15日 記述試験 実技試験	令和5年2月10日 個別面接	令和5年2月20日
心理 <令和5年6月1日採用>	令和5年3月17日 書類審査	令和5年4月14日 個別面接	令和5年4月24日

(力) 技能労務職

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	最終合格 発表日
給食調理員	令和5年1月14日 作文試験 業務適性検査	令和5年2月11日 個別面接 実技試験	令和5年2月20日

イ 実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
大学卒業 程度	一般行政A	207	149	29	5.1
	一般行政B	54	45	4	11.3
	社会福祉	49	41	9	4.6
	社会福祉<追加募集>	33	29	5	5.8
	土木	14	9	2	4.5
	土木(水道)	3	3	0	-
	土木(水道)<追加募集>	2	2	1	2.0
	建築	7	6	1	6.0
	建築<追加募集>	2	2	0	-
	電気	5	3	1	3.0
	電気(水道)	3	1	1	1.0
	電気(水道)<追加募集>	1	1	1	1.0
	機械	9	9	1	9.0
	機械(水道)	1	0	-	-
	機械(水道)<追加募集>	0	-	-	-
	化学	9	8	1	8.0
	化学(水道)	5	5	0	-
	化学(水道)<追加募集>	8	7	1	7.0
	農業	6	4	0	-
	心理	21	16	5	3.2
心理<追加募集>	13	10	2	5.0	
消防士A	91	70	7	10.0	
消防士B	36	28	6	4.7	
高校卒業 程度	一般事務	38	35	7	5.0
	学校事務A	7	7	1	7.0
	学校事務B	33	29	1	29.0
	土木	1	1	0	-
	土木(水道)	1	1	0	-
	電気(水道)	3	3	2	1.5
	機械(水道)	1	1	1	1.0
	消防士	115	94	5	18.8
免 許 資格職	獣医師	4	2	1	2.0
	保健師	27	23	8	2.9
	保育士A	53	47	18	2.6
	保育士B	67	62	9	6.9
民間企業等 職務経験者	一般行政	168	128	7	18.3
	一般行政(国際・ロシア語)	5	5	1	5.0
	土木	3	2	1	2.0

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
民間企業等 職務経験者	土木（水道）	0	-	-	-
	電気（水道）	1	1	1	1.0
	機械（水道）	3	2	1	2.0
	土木（水道）＜10/1 採用＞	1	1	0	-
	電気（水道）＜10/1 採用＞	0	-	-	-
	機械（水道）＜10/1 採用＞	3	3	1	3.0
任期付短時 間勤務職員	文化財専門員	5	3	2	1.5
	心理	5	5	1	5.0
技能労務職	給食調理員	28	27	1	27.0
合計		1,151	930	146	6.4

（２）採用選考の状況

ア 令和４年度に新潟市人事委員会が実施した採用選考（公募）の結果は、次のとおりです。

（ア）実施日

区分	職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	第 3 次試験日		最終合格 発表日
就職氷河期 世代	一般事務	9月25日 筆記試験	10月18日 個別面接	11月2日 作文試験 適性検査	11月15日 個別面接	11月25日
障がい者	一般事務	10月23日 筆記試験 作文試験	11月18日 個別面接 適性検査	12月23日 個別面接		令和5年 1月16日

（イ）実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
就職氷河期 世代	一般事務	150	122	3	40.7
障がい者	一般事務	55	48	3	16.0
合計		205	170	6	28.3

イ 任命権者に委任している採用選考（公募）は次のとおりです。

（ア）会計年度任用職員以外

任命権者	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
病院事業管理者	看護師	83	81	59	1.4
	病院事務職	16	13	1	13.0
	助産師	5	5	2	2.5
	薬剤師	3	2	1	2.0
	臨床工学技士	10	10	2	5.0
	臨床検査技師 <10/1 採用>	4	4	1	4.0
	臨床検査技師 <4/1 採用>	19	19	1	19.0
	遺伝カウンセラー	0	-	-	-
	理学療法士	9	9	1	9.0
	視能訓練士	9	9	1	9.0
合計		158	152	69	2.2

（イ）会計年度任用職員

令和5年4月1日時点で任用している会計年度任用職員数（延べ人数）

任命権者	職員数（延べ人数）
市長	3,467人
消防局長	2人
教育委員会	1,507人
水道事業管理者	41人
病院事業管理者	349人
合計	5,366人

（3）昇任試験の状況

令和4年度に本委員会が実施した昇任試験はありません。任命権者に委任している昇任試験は、次のとおりです。

試験名
消防吏員昇任試験

（4）昇任選考の状況

令和4年度に本委員会が実施した昇任選考はありません。任命権者に委任している昇任選考は、次のとおりです。

選考名
係長昇任選考試験
学校事務職員事務主幹昇任選考試験

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和4年10月6日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を市議会及び市長に対し行いました。主な内容は以下のとおりです。

1 給与等に関する報告・勧告

(1) 民間給与実態調査

市内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の414事業所から101事業所を無作為抽出し、常勤従業員^{*}の本年4月分の給与月額等について調査（調査完了率87.1%）

※ 雇用期間の定めがなく常時勤務する従業員（パート、アルバイト等を除く。）

(2) 民間給与との較差

事務・技術関係の職務に従事する職員との民間従業員について、役職段階、年齢、学歴の条件が同等である者の4月分給与を比較（ラスパイレス方式）

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
365,026円	364,309円	717円（0.20%）

※ 職員の平均年齢43.2歳、平均経験年数20.9年

※ いずれも、本年度の新規学卒者は含まれていない。

(3) ボーナス（特別給）

昨年8月から本年7月までの民間従業員の特別給の支給割合と職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数を比較

民間の支給割合	職員の支給月数
4.41月分	4.30月分

(4) 給与の改定の内容と考え方

① 月例給

一般俸給表については、初任給を大卒3,300円、高卒4,300円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.2%）

一般俸給表以外の俸給表についても、一般俸給表との均衡を基本に引上げ改定

② 特別給

民間の特別給の支給割合を考慮し、支給月数を引上げ（4.30月分→4.40月分）

※ 引上げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告を踏まえ、勤勉手当の支給月数に反映

③ その他の検討事項

会計年度任用職員の期末手当についても、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当のこれまでの改定の経過並びに国や他の地方公共団体の動向等を踏まえ、検討が必要

(5) 実施時期

俸給表については、令和4年4月1日から実施

特別給については、令和4年12月1日から実施

2 人事管理に関する課題

(1) 人材の確保・育成等

① 人材の確保

業務内容説明会、現場見学会の積極的な実施のほか、日常の勤務風景の紹介動画をはじめとしたSNSの更なる活用など、本市で働くことの魅力ややりがいをより効果的に伝えていくとともに、受験要件や試験方法についても引き続き検討を進めていく。

② 人材の育成

職員の目標となり得るロールモデルを示すことや、管理監督者が日頃からキャリア形成に向けた課題を共有し、積極的にコミュニケーションを図りながら適切な指導・助言を行うことが重要であり、合わせて仕事と家庭が両立できる職場風土の醸成が求められる。

③ 能力・実績に基づく人事管理

国においては、昨年度人事評価制度の見直しが行われ、このうち職員の能力や実績を的確に把握するための評価段階の細分化は本年10月から施行された。任命権者においても、国の動向を注視しながら、人材育成につながる適切な運用に努めることが求められる。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

① 仕事と家庭の両立

男性職員が育児休業及び子育て目的の特別休暇等の制度を利用しやすい職場環境の整備を進めるなど、目標達成に向けた取組の推進に努められたい。

② 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務時間が依然として高止まりしている所属については、業務の合理化を行ってもなお長時間の時間外勤務により対応せざるを得ない場合には、業務量に応じた人員配置や必要な人員の確保に努める必要がある。

イ 学校における働き方改革

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進めることにより、教員の負担軽減に取り組まれたい。

ウ 勤務時間の状況の適正把握

総務事務システムを適切に運用し、職員の労働時間の客観的な把握に努められたい。

③ 柔軟な働き方の推進

テレワークを有効に活用するために、作業環境の整備の促進やテレワークを行う職員の勤務時間管理の在り方などについて、引き続き検討されたい。

④ メンタルヘルス対策

職員の健康を守るためには、長時間労働の是正、過重労働やハラスメントの防止、ストレスチェックの集団分析を活用するなど、組織全体で健康保持への取組を継続していくことが重要である。

⑤ ハラスメント対策

職員は、研修等を通じてハラスメントに関する理解を深め、日々の何気ない言動がハラスメントに当たる可能性があることを認識し、任命権者においては、職員が安心して相談できる体制の整備、相談への迅速かつ適切な対応に引き続き努めるとともに、ハラスメント防止及び排除の取組みを進め、良好な職場環境を確立されたい。

(3) 会計年度任用職員の適正な任用・勤務条件の確保

会計年度任用職員は、多様な部署で幅広く採用されており、常勤職員とともに公務運営に重要な役割を果たしていることから、会計年度任用職員制度の適正な運用について、引き続き検討を進めていく。

(4) 公務員倫理の確保

職員は、一つの非違行為が市民からの信頼を損なう結果につながることを改めて認識するとともに、公務の内外を問わず、法令遵守の意識と高い倫理観が求められることを自覚し、任命権者においては、今後もあらゆる機会を通じ職員の倫理意識の向上に努め、厳正な服務規律の確保を図られたい。

<参考>

1 給与改定の影響

職員の年間給与（一般俸給表適用者 平均年齢 42.9 歳 平均経験年数 20.7 年）

改定前	改定後	増減額（率）
5,988,000 円	6,038,000 円	50,000 円（0.84%）

※人件費（共済費等を除く）への影響額 約 4.39 億円（企業職を除く 8,784 人による試算）

2 過去の給与勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当	
	公民較差	較差率	年間支給月数	対前年比増減
平成 24 年	82 円	勧告なし	3.95 月	—
平成 25 年	△ 476 円	△ 0.13%	3.95 月	—
平成 26 年	1,425 円	0.40%	4.10 月	0.15 月
平成 27 年	1,158 円	0.32%	4.20 月	0.10 月
平成 28 年	519 円	0.14%	4.30 月	0.10 月
平成 29 年	△ 646 円	△ 0.18%	4.40 月	0.10 月
平成 30 年	1,262 円	0.36%	4.45 月	0.05 月
令和元年	434 円	0.12%	4.50 月	0.05 月
令和 2 年	△ 90 円	勧告なし	4.45 月	△ 0.05 月
令和 3 年	△ 165 円	勧告なし	4.30 月	△ 0.15 月
令和 4 年	717 円	0.20%	4.40 月	0.10 月

3 人事院勧告の主な内容

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	要求件数			処理件数 (B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度から の繰越	新規要求	小 計 (A)		
給与・旅費	0	0	0	0	0
勤務時間・休暇	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0
転任・任用	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

4 不利益処分等に関する審査請求の件数

区 分	係属件数			処理件数 (B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度から の繰越	新規請求	小計(A)		
分限処分	0	0	0	0	0
懲戒処分	1	0	1	0	1
転任	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	1	0	1	0	1